

「学校いじめ防止基本方針」



令和6年4月

常陸太田市立機初小学校

平成27年4月1日 策定
令和6年3月 一部改訂

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

〈いじめの定義〉

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

本校では、

すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することなく行動できるよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を推進する。

また、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるように児童を導くことを旨とし、対策に取り組まなければならない。

(2) いじめの禁止

- ・児童は、いじめを行ってはならない。
- ・児童は、他の児童に対して行われるいじめを認識しながら、放置してはならない。
- ・いじめを許さない学級・学校の雰囲気作りに努める。

(3) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、次のことに尽力する。

- ・保護者他関係者との連携を図る。
- ・学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。
- ・児童の日々の様子に気を配り、小さな変化にも気付けるようにする。
- ・いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処する。
- ・いじめの再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめ防止

- ア 弱い者いじめや卑怯な行為をしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- イ 全教育活動において、児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養う。
- ウ 人権学習・人権集会等を実施し、いじめ防止の重要性に関する理解を深める。
- エ 児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。
- オ 保護者並びに地域住民、その他の関係者との連携を図る。

② いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等

- ・児童対象いじめアンケート調査 年11回（毎月）
- ・保護者対象いじめアンケート調査 年2回
- ・学級担任による教育相談での聴き取り調査 年2回（7月、11月）
- ・全職員による情報交換会〈生徒指導連絡会〉 週1回（金曜日）
- ・QUテストの活用・研修 年2回

イ いじめ相談体制

- ・職員による相談
- ・相談箱の活用
- ・校内オンライン相談窓口の活用
- ・スクールカウンセラーの活用
- ・いじめ相談窓口（いじめ解消センター等）の周知
- ・生徒指導便り等を活用した共通理解

ウ いじめの防止等について教職員の資質向上

- ・いじめに関する校内研修の計画的実施
- ・SCを活用した研修等による教育相談技術向上
- ・全職員による情報交換会の場を活用した対策の検討

エ ネット環境におけるいじめへの対策

- ・メディア教育講演会の実施
- ・情報モラルの意識の高揚（学級活動等の活用）
- ・夏休み等を利用した、家庭での「ルール作り」の推進
- ・資料等の配付による保護者への啓発

(2) いじめ防止等に関する措置

① いじめの防止等のための組織〈生徒指導連絡会〉の実施

- 〈構成員〉 全職員
- 〈開催時期〉 週1回（原則として金曜日）
- 〈活動内容〉

- ・各学年・学級における、気になる児童についての情報交換及び対応の共通理解

- ・生徒指導上問題になる事柄についての検討及び対策の方針の決定
- ・いじめの未然防止、早期発見に向けた対応の検討（アンケート、教育相談等）

② いじめの緊急事態のための組織〈いじめ防止対策委員会〉の設置

〈構成員〉

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、該当学年学級担任等、スクールカウンセラー

〈活動内容〉

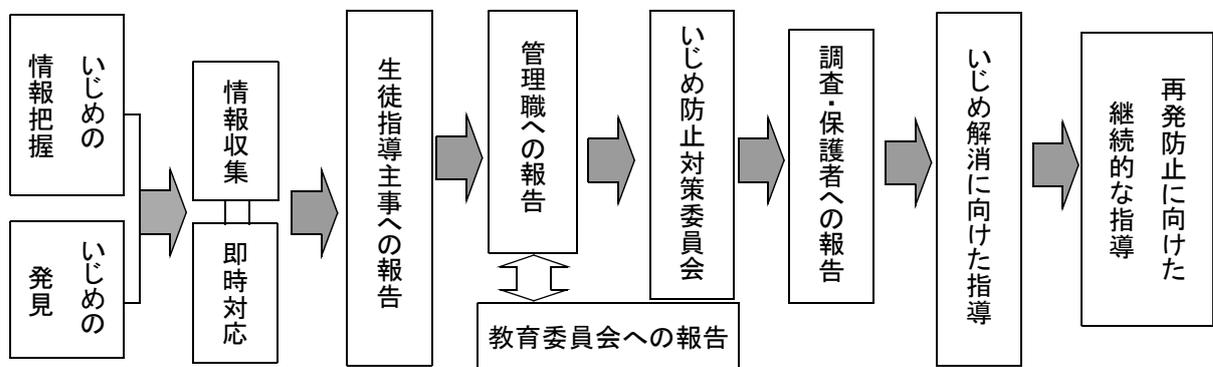
- ・いじめの早期解消に向けた組織的対応に関すること
- ・いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること

〈開催等〉

- ・学期1回
- ・いじめ事案発生時は緊急開催

③ いじめ事案発生時における処置

〈いじめ問題への対応の基本的な流れ〉



ア いじめに係わる相談を受けた場合

- ・すみやかな事実の有無の確認と実態把握…聞き取り、アンケート等
- ・「いじめ防止対策委員会」の緊急開催と対応策の検討

イ いじめの事実が確認された場合

- ・いじめをすぐにやめさせるための対応策の実施
- ・「緊急生徒指導連絡会」を開催し情報の共有
- ・いじめ再発防止のための対応策の実施
- ・いじめを受けた児童生徒・保護者に対する支援
- ・いじめを行った児童への指導と保護者への助言
- ・全体、周辺児童への指導

ウ 別室等（一定期間）において学習を行わせる措置

- ・いじめを受けた児童が安心して教育を受けるために必要であると判断し、保護者の同意を得られたとき

エ いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための措置

- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないために必要であると判断したとき

オ 教育委員会及び所轄警察署等と連携しての対処

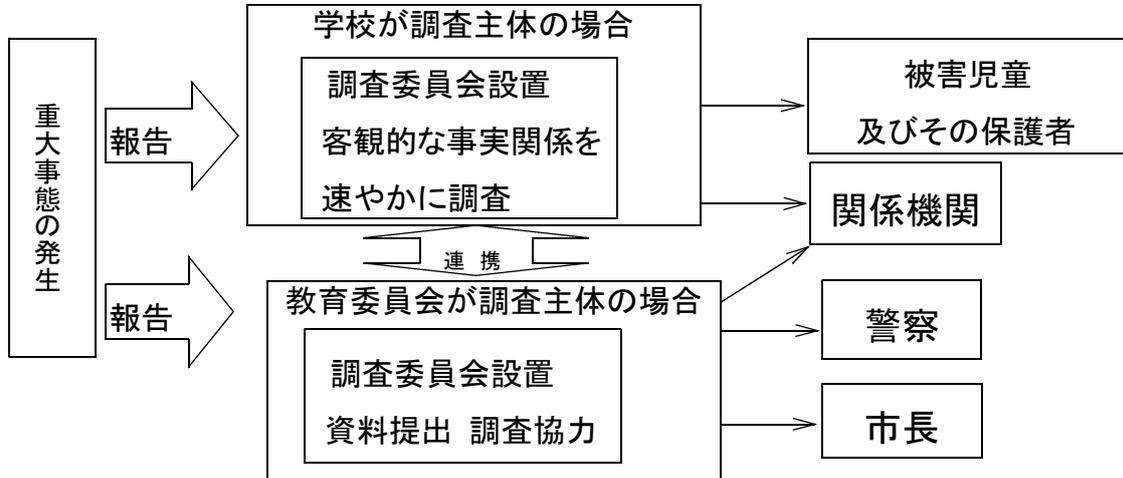
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめと判断したとき

(3) 重大事態への対処

① 重大事態とは

- ア 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- イ 相当の期間学校を欠席（欠席日数30日）することを余儀なくされている疑いがある場合

② 対処



- ア 教育委員会に重大事態が発生した旨の速やかな報告
- イ 教育委員会との協議の上、当該事案に対処する組織の設置
- ウ 設置した組織を中心に、事実関係を明確にするための調査の実施
- エ 調査結果を基に、事実関係その他必要な情報をいじめを受けた児童・保護者へ適切に提供

(4) 学校評価における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置が適切にできているか、次の2点について評価し、見直しを図る。

- ① いじめの早期発見に関する取組が適切に実施されているか
- ② いじめの再発防止のための取組が適切に実施されているか

(5) いじめ予防のための校内活動年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教育活動	毎月末 安心・安全アンケートの実施											
	校内オンライン相談窓口 相談箱 児童の様子からの個別面談の実施											
			QU実施	教育相談				QU実施	教育相談			
				いじめ対策委					いじめ対策委			いじめ対策委
	毎週 生徒指導連絡会の実施											